



●メール・LINEで送られてきた「退職届」これって大丈夫なの？

【答え】問題ありません。

最近、メールやLINEで「退職します」と送ってきて退職する。なんてことが増えています。安易、無礼だ！という意見も多いですが、「退職の意思」の証拠となりますから、後々のトラブル防止になります。自分から退職したのに「解雇されました」と監督署へ申し出る人もいます。理由は、「解雇」されると「お金がもらえる」からです。このように安易にお金を得ようとする人が増加傾向にあります。退職届を撤回したり、または、離職票の退職理由などで、トラブルになる可能性もあるので、メールやLINEの履歴を消去せず残しておくか、印刷しておきましょう。トラブル防止になります！

●「退職届」と「退職願」は同じそれとも違う？

【答え】同じではありません。

皆様の会社でも、社員の方が辞める場合、「退職届」「退職願」のどちらかを提出されているかと思います。両方同じでしょうか？！と思う人も多いですが、厳密に言えば意味が違います。「退職願」は、会社が退職を認めないと退職できません。「退職届」は、提出した時点で「雇用契約の終了予告」が成立します。社員から「やっぱり撤回します」と申し出があった場合、「退職願」は撤回できます。「退職届」は撤回できません。

たった「一文字」の違いなのですが、こんなにも効力に差が出てしまうですね。

しかし、たとえ30日前までに退職を申し出るという規定があろうと、会社が退職を認めなくても退職の意思を表示して2週間後（通知した日は数えずに）に退職の効力が生じることになるので社員は退職できます。ただし服務規律違反という問題は残ります。

会社が社員を辞めさせるには制約がありますが、社員が退職することは「自由」なのです。

●退職の意思表示は「書面」で残すことが大事！

「退職の意思表示」は「口頭」でも有効です。しかし、後になって「俺は解雇された」と監督署に駆け込んでトラブルになった事案も多々あります。「退職届」を会社で書かせる場合に注意すべきことは、後になって「俺は無理やり退職させられたんだ」又は「退職の強要があったんだ」と、とんでもないことを言うてくる人がいます。

問題社員に退職届を書かせる場合、立会人を2人以上にし、個室ではなく、他の社員いるフロアなどで書かせるようにしましょう。

また、上司のパワハラや退職の強要を証拠として残すためにICレコーダーを忍ばせて録音などをするともあるので、事前に身体検査も行いましょう。

就業規則には「社内での録音、録画、撮影などは禁止する」ことも明記しておきましょう。

退職時のトラブルは増加傾向にあります。労働争議は「労働者を守る」という前提でスタートしますから「企業側が悪い」という見方なのです。無用なトラブルを防止しましょう！

最近では監督署もあきれて相手にしない「問題社員」も増えております。

労基法は「労働者＝弱者＝保護」という前提で昭和22年に制定されました。

時代と共に変化しているわけですから内容を改定すべきだと思いますけどね。

関東Office
高崎市常盤町133番地
Tel.027-330-5557

東海Office
駿東郡清水町新宿214-22
Tel.055-981-1166

北陸Office
富山県富山市栃谷440-5
Tel.076-471-8263